

鹿屋市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第1条の2（見出しを含む。）中「第2条第3号ア(ウ)」を「第2条第3号ア(イ)」に改める。

第1条の4（見出しを含む。）中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に改め、同条を第1条の5とする。

第1条の3（見出しを含む。）中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 前条に規定する事情に該当した場合

第1条の3を第1条の4とし、第1条の2の次に次の1号を加える。

（育児休業条例第2条の3第3号及び第2条の4の市長が定める特別の事情）

第1条の3 育児休業条例第2条の3第3号及び第2条の4の市長が定める特別の事情は、育児休業条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。

第2条第1項中「1月」の次に「（次に掲げる場合は、2週間）」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする同号に規定する地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合

(3) 育児休業条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、任期を定めて採用された職員が育児休業条例第3条第7号に掲げる事情

に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第2条第3項を削る。

第3条を次のように改める。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第3条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書(別記第1号様式)により行い、育児休業条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月(次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間)前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)

(2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 育児休業条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第4条第2項中「別記第3号様式」を「別記第2号様式」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「条例」を「育児休業条例」に改める。

第8条第1項中「別記第4号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条第4項中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に、「別記第2号様式」を「別記第4号様式」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

(裏面)

- 注1 この請求書(鹿屋市職員の育児休業等に関する条例(以下「条例」という。))第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等(当該子が育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあつては、その事実。3において同じ。)及び生年月日を証明する書類(住民票、医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件に係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)を添付すること(写しでも可)。
- 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう(5において同じ。)
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属、職名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業(条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。)、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合においては、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 7 該当する□には✓印を記入すること。

別記第2号様式を削り、別記第3号様式を別記第2号様式とし、別記第4号様式を別記第3号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式（第8条関係）

育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書

年 月 日			
任命権者		様	
所 属			
職 名			
氏 名			
<p>鹿屋市職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。</p> <p>なお、下記の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。</p>			
1 請求に係る子			
子の氏名		生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請 求 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
再度の請求予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
3 備 考			

注1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。

2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。

3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。

4 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。

主 管 課				総 務 課				
部長	課長	回議	担当	部長	課長	補佐	人事	給与共済

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。